

資源化施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

令和3年1月22日

1 総論評価

(1) 事業計画について

- ① 本計画は、マテリアルリサイクル推進のための資源化施設を整備するものであり、最終処分場での埋立処分量を抑制し延命化に資することを目指したものであるが、製品である焼成砂の利用について、水島処分場での中間覆土材の利用を除き具体性を欠くことから、焼成砂の利用方法の拡大に十分に取り組むこと。

その上で、焼成砂の利用による山土などの消費削減効果などについて検討結果があれば評価書において明らかにすること。

- ② 受け入れる廃棄物の性状は焼成砂の品質にも影響を及ぼすことから、焼成砂の品質基準を担保することができる受入基準を設定すること。なお、受入基準の適合状況を適切に確認するため、排出事業者ごとや排出事業者の処理方法等に変更があった場合に廃棄物の性状分析を実施するなど、受入基準の確認方法について明示すること。

また、焼成砂を適切に利用するためには、土壤環境基準に基づく品質管理が極めて重要であるので、土壤環境基準が改正された場合には、適宜、品質基準の見直しを行うこと。さらに、焼成砂の利用に伴う土壤汚染が生じないように、焼成ロットごとに品質基準への適合確認を行うなど、品質管理の方法を具体的に示すこと。

(2) 環境管理計画について

本事業の実施により周辺に与える影響が長期に及ぶことを踏まえ、環境管理の結果を計画的に確認し、以後の事業や環境管理に反映させること。

(3) 地域住民への適切な配慮について

事業の実施に際しては、環境保全目標を遵守することはもとより、実行可能な範囲でより一層の環境負荷の低減に努めるとともに、事業計画の内容や環境管理の結果について適切な時期及び方法により広く住民に対して情報提供すること。

また、評価書の作成に際しては、より分かりやすい図書とすることに努め、引き続き地域住民の理解と協力を求めながら事業を進めること。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

(7) 大気質

- ① 工事車両及び廃棄物等運搬車両の往来に伴う事業実施区域からの粉じんの持ち出しについては、タイヤ洗浄等の対策を行うことから評価の対象としていないが、環境管理計画に措置状況の確認を追加し、適切に影響が回避されているか把握に努めること。

また、工事中の掘削残土を一時保管する場合には、可能な限り保管量を低

減し、粉じんの飛散防止に努めること。

- ② 対象事業実施区域周辺では光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準を達成していない地点があることから、施設稼働に伴う排出ガスについて、準備書に記載された環境保全措置を徹底すること。

また、光化学オキシダント注意報等の発令又は微小粒子状物質に係る注意喚起がなされた場合は、施設の運転を抑制するなど、大気汚染物質の排出低減を図ること。

(イ) 騒音

道路交通騒音に係る現地調査の結果は、環境基準を満足しているが、過去の周辺調査において、基準を満足しない時期があったことを踏まえ、関係車両の走行ルートを検討や、分散化などに配慮し、交通騒音の抑制に努めること。

イ 水環境

(7) 水質

- ① ばいじんに排出元の排ガス処理工程や重金属の溶出を防ぐために添加された薬剤等が含まれる場合は、ばいじん洗浄水の処理が困難となる場合もあることから、実際の処理条件のもとで適切な排水処理ができるか十分に検討したうえで、ばいじんの受入を行うこと。
- ② COD 及び燐の放流水質に係る管理目標値の設定の際に考慮した総量規制基準は業種区分により基準が異なるため、適切なものであるか、倉敷市に確認し、その結果を評価書に反映させること。
- ③ 周辺の水質測定地点において、環境基準を超過する項目があることから、放流先への影響が可能な限り低減されるよう、適切な運転管理に努めること。

(2) 環境への負荷の低減

ア 廃棄物等

- ① 建設予定地は産業廃棄物最終処分場跡地であることから、杭工事におけるケーシング施工時に発生する処分場内の廃棄物は、性状を確認し、適切に処理するとともに、施工の際には「港湾における管理型海面最終処分場の高度利用の指針」に準拠し、周辺環境へ影響が生じないよう万全を期すること。
- ② 建設中及び供用時に発生する廃棄物についても可能な限り再資源化を図るとともに、建設資材には極力再生資材を利用するなど、環境への負荷を低減した施設・事業計画とすること。

イ 温室効果ガス等

事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設の効率的な運転に十分配慮するとともに、二酸化炭素の吸収効果を含めた総排出量の削減に一層努めること。